



趣旨
目的

高速・大容量の無線通信の前提となる伝送路設備の整備等を推進し、電波の能率的な利用の確保を図る。

事業
内容

条件不利地域（過疎地、辺地、離島など）において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備（光ファイバ）やそれに伴う局舎内設備を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助する。また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理経費の一部を補助する。

事業実施主体
（対象者）

下図参照

補助率

下図参照

令和3年度
当初予算
（百万円）

3,682

- ア 事業主体:** 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者
イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)
ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等
エ 負担割合:

【離島】（自治体が整備する場合）

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

【その他の条件不利地域】

国(※) 1/2	自治体(※) 1/2
-------------	---------------

(※) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

【離島】

国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

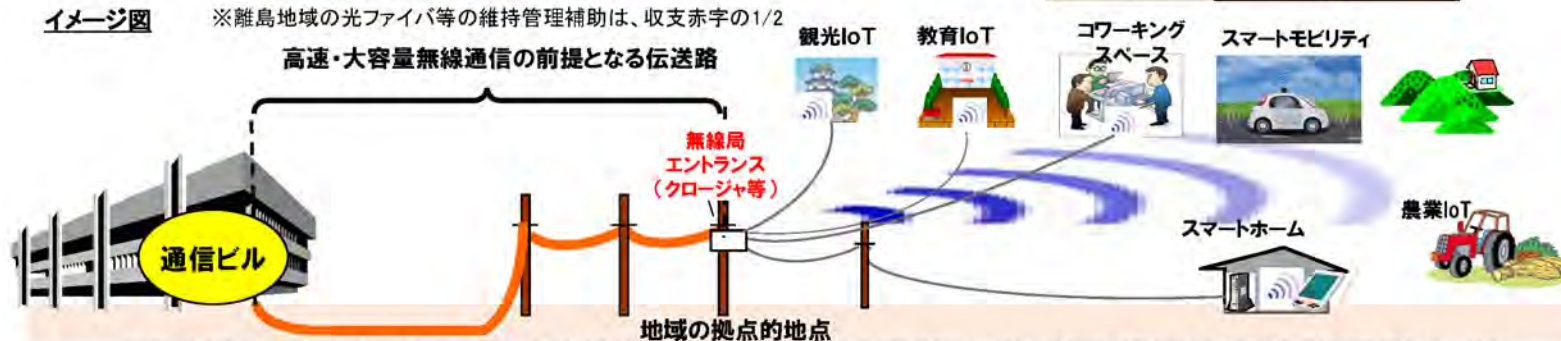
【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

イメージ図

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

高速・大容量無線通信の前提となる伝送路



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。

(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

50

事業URL

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html

問合せ先

電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室
03-5253-5866

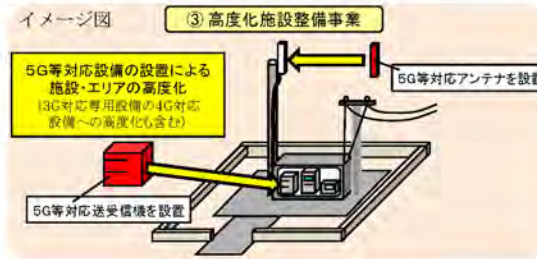
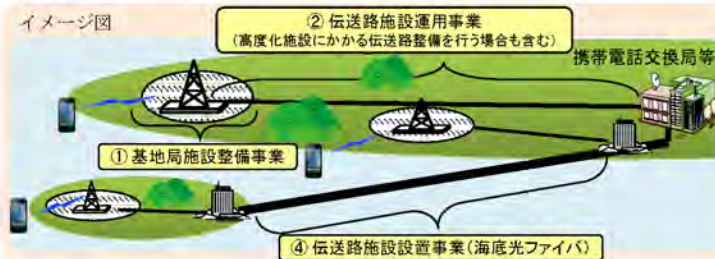


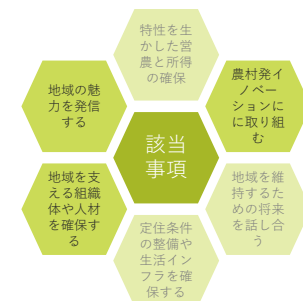
趣旨目的 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保する。

事業内容 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者が高度化施設（5G等の無線設備等）や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、当該施設の整備費用に対して補助金を交付する。

事業実施主体 (対象者)	下図参照	補助率	下図参照	令和3年度 当初予算 (百万円)	1,514
-----------------	------	-----	------	------------------------	-------

	事業名	事業内容	事業主体	補助率						
①	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1者参画の場合】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>都道府県 1/5</td><td>市町村※1 3/10</td></tr></table> 【複数者参画の場合】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>都道府県 2/15</td><td>市町村※1 1/5</td></tr></table> ※1: 地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担	国 1/2	都道府県 1/5	市町村※1 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村※1 1/5
国 1/2	都道府県 1/5	市町村※1 3/10								
国 2/3	都道府県 2/15	市町村※1 1/5								
②	伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者	【100世帯以上300世帯未満の場合】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>無線通信事業者 1/2</td></tr></table> 【100世帯未満の場合】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>無線通信事業者 1/3</td></tr></table>	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2									
国 2/3	無線通信事業者 1/3									
③	高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者	【1者整備の場合】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>無線通信事業者 1/2</td></tr></table> 【複数者共同整備の場合】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>無線通信事業者 1/3</td></tr></table> (注) 4Gエリアへの5G基地局の導入については、設置する5G特定基地局によるカバーエリアが300世帯未満の場合に限る	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2									
国 2/3	無線通信事業者 1/3									
④	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table><tr><td>国 2/3※2</td><td>離島市町村 1/3</td></tr></table> ※2: 財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3	国 2/3※2	離島市町村 1/3				
国 2/3※2	離島市町村 1/3									



趣旨
目的

スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することにより、スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化の促進を図る。

事業
内容

地方自治体、スポーツ団体、民間企業（スポーツ産業、観光産業）等が一体となり、スポーツと地域資源を掛け合わせたまちづくり・地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」の設立やモデル的な活動を支援する。

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村

補助率

定額

令和3年度
当初予算
(百万円)

165



47 スポーツによる地域の価値向上プロジェクト

文部科学省
スポーツ庁参事官（地域振興担当）



趣旨 スポーツと地域資源が融合した観光を楽しむスポーツツーリズム等により、地方誘客による交流人口の拡大、幅広い関連産業の活性化や関連消費の拡大等、地域活性化の促進を図る。

事業内容 スポーツと地域資源を融合させたスポーツツーリズム等を通じて交流人口の拡大及び地域・経済の活性化を図るため、地域単位ではポストコロナを見据えた高付加価値コンテンツの創出に向けたモデル的な取組等を実施し、全国単位ではネットワーク構築・強化、新たな戦略検討、プロモーション等を実施する。

事業実施主体 (対象者)	民間団体	補助率	委託	令和3年度 当初予算 (百万円)	281
-----------------	------	-----	----	------------------------	-----

①地域スポーツ資源を活用したグローバルコンテンツ創出事業

スポーツと各地域が誇る地域資源を掛け合わせたコンテンツの磨き上げや環境整備等をモデル事業として実施。

(取組例) 景観・環境・生活等を**サイクリング**で有機的に連携し、広域コンテンツを創出

(取組例) **武道**と歴史・文化等を融合させた稀少性の高い体験コンテンツを創出

人・施設情報等を顕在化させるデータベースを拡充、円滑なコンテンツ造成を促進。

②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業

スポーツツーリズムの課題解決・マーケット拡大のための検討会等を実施。

スポーツ庁・文化庁・観光庁が連携し、「スポーツ文化ツーリズム」を推進。

官民連携戦略検討会議 3庁長官によるアワード表彰・シンポジウム開催

③武道ツーリズムによる地域活性化推進事業

武道ツーリズム推進方針に基づき、課題であるネットワーク構築、プロモーション等を実施。

ネットワーク構築・強化 国内外プロモーション

53

事業URL

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1387682.htm

問合せ先

スポーツ庁参事官（地域振興担当） 03-5253-4111
(内線3931)



趣旨
目的

国指定等文化財の保存・継承・活用等を行う。

事業
内容

国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助する。

事業実施主体
(対象者)

国指定等文化財の所有者等

補助率

原則50%、上限85%

令和3年度
当初予算
(百万円)

25,517

<主な施策>

◆建造物の保存修理等 11,610百万円(11,676百万円)

国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,497百万円(11,563百万円) 等

◆美術工芸品の保存修理等 1,065百万円(1,062百万円)

国宝・重要文化財(美術工芸品)を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化 1,579百万円(1,567百万円)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等 9,890百万円(10,372百万円)

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・歴史生き活き! 史跡等総合活用整備事業 5,624百万円(6,106百万円) 等

◆無形文化財の伝承・公開等 1,214百万円(1,190百万円)

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。



◀重要文化財(建造物)
輪王寺大猷院圓廊二天門▶



◀重要文化財 間重富関係資料▶